

アルパカファーム の 経営・労務

事件簿

監修

矢萩大輔

(有)人事・労務 代表取締役

無料農業支援ポータルサイト「われらまちの農縁団」
<http://social-jinji-roumu.com/farming/>

第5話

マイナンバーがやってきた

農業生産法人となりITも導入して、経営改善を重ねてきたアルパカファームに新たな事件が。ニュースでおぼろげながらマイナンバーのことを知り始めた藤田社長、ここにきてなぜか大慌てです。

今回のキャスト

社長 藤田 匠

社員 西園寺 千代

社労士 伝法院 千里

千代 社長、なんだか難しい顔して、どうしたんですか。

藤田 千代ちゃんは、送られてきたマイナンバー保管してる？

千代 ええ、たぶんありますよ、郵便受けのなかに。

藤田 そんな感じだよな。でも、マイナンバーって、ただ個人に番号を振り分けるってだけのモノじゃないみたい。

千代 えっ、あれって税金とか年金とかの情報を一括で管理するやつですよ。個人情報流出しないか、なんか気になります。

藤田 私も千代ちゃんと同じで、情報の流出くらいしか気にしていません。ただ、じつはこのマイナンバー制度って、法人にもそれぞれ番号が振られるらしいんだよね。

千代 ということは、法人の税金や

保険料なんかが一括で管理されるってことですか。でも、うちは大丈夫ですよ。税金もちゃんと払っているじゃないですか。何が心配なんですか。

藤田 うん、これまで私も千代ちゃんも国民年金を払ってきたよね。うちも法人化したので社会保険に加入しなくちゃいけないんだけど、どのタイミングで手続きをしたらいいのかわからなくて、まだできていないんだ。

千代 えっ、それは不安ですね。大丈夫なのかな。

藤田 周りの農家仲間も社会保険に入っていない人が多いから、まだ大丈夫かななんて、ずるずる先延ばしにしていたら、こんなことになってしまった。

………

伝法院 こんにちは。おや、二人ともまた悩んだ顔をしていますね。どうされたんですか。

藤田 伝法院先生！ ちょうどよか

った。マイナンバー法って、法人も関係あるんですよ。

伝法院 ええ、大いにありますよ。法人それぞれに番号が割り振られますからね。でも、法人でなくても、個人事業主の方々も個人番号を使いますので、どちらにしても税金や保険関連のことはしっかりしないとダメですね。

藤田 そうですよ。先生、どうしましょう。じつはまだアルパカファームは社会保険に加入していません。摘発されちゃったらと思うと、不安で不安で……。

伝法院 そうだろうと思って、社会保険の加入手続きの用紙を持ってきました。作り方を簡単に教えますよ。

藤田 先生、お見通しですね。ありがとうございます。お礼にお野菜持つてつてください！ でも、もう遅いんじゃないですか。

伝法院 いえ、大丈夫です。こういうのは、早く対処しておいたほうがいいですよ。

今回の執筆者：ふじた たくや 藤田 拓哉
(有)人事・労務 行政書士/
特定社会保険労務士



(有)人事・労務にて、社会保険労務士・行政書士として法律的な観点から、農業分野を中心に活躍。とくに農業の特性を踏まえたマイナンバー制度対策や、農地法に関連する手続きのサポートに定評がある。今後の日本の農産物の海外市場への輸出可能性もテーマに。

社会保険に関する違法事業所は発覚しやすくなる

マイナンバー法の施行により、確定申告などで実際に自らのマイナンバーを記載する場面が増えるにつれて、徐々に実感がわいてくるでしょう。事業主の方は従業員のマイナンバーも厳重管理しなければならず、事務コストもかかってくるでしょう。

さて、マイナンバー法の利点として、行政手続きの効率化や簡素化、不正の防止を図れることが挙げられています。今回は、保険料の公平負担の観点から、主に社会保険におけるマイナンバー法の影響について考えていきたいと思います。

社会保険・労働保険の強制適用事業所

社会保険への加入義務がある強制適用事業所でありながら法違反の未加入事業所が、全国で80万社あるといわれています。マイナンバー施行前は、会社情報を行政機関ごとに管理していたため、調査に相当数の人員や時間が必要であったことも未加入事業所が拡大した大きな原因のひとつでしょう。このことは農業分野においても同様です。

しかし、マイナンバー施行後は、法違反の未加入事業所は容易に発覚してしまいます。なぜならば、行政機関が統一した個人番号や法人番号で会社情報を一元管理していく体制に変わっていくからです。とくに税務署と他の行政機関の情報が紐づけされると、さまざま不正が発覚してしまうでしょう。

具体的には、社会保険未適用事業所を調査するには、統一された番号で税務署や市町村と日本年金機構

との会社データの整合性を確認、調査することが考えられます（下図参照）。

こうした行政機関同士の情報の連携は、会社としては社会保険に加入していても、従業員一人ひとりを適正に社会保険に加入させていない会社をも発覚させてしまいます。たとえば、非正規社員を一律に社会保険に加入させない会社など（非正規であっても一定日数・時間＝目安として正規の4分の3以上働く人は加入が義務づけられている）。これも、マイナンバーを通して日本年金機構などの役所が、税務署や市町村へ事業主の給与の支払い状況を照会することで、適正に従業員を保険加入させていない会社を把握できるようになるのです。

法に照らして自社の現状確認を

このように、マイナンバーを通して、行政機関は、いままでよりはるかに簡易、迅速に会社の社会保険関係の法違反を把握できてしまいます。社会保険未適用事業所の法違反が発覚すると行政指導のかたちで最長2年間さかのぼって保険料が徴収されます。そのような事態に陥る前に、自ら適法な保険加入の手続きを行えば、結果として財務や人事において会社のダメージは少ないはずですよ。法に照らして自社の現状をもう一度確認すべきときではないでしょうか。

会社の社会保険加入は従業員の福利厚生に採用、安心して働ける職場など人事面においてもブランド価値向上につながることはいうまでもありません。

農業の労働保険

		個人経営	会社法人
労災保険	個人事業主・会社法人の代表取締役	特別加入(任意)※	
	従業員	5人未満(任意)	強制適用
雇用保険	個人事業主・会社法人の代表取締役		
	従業員	5人未満(任意)	強制適用

※個人事業主が労災保険に特別加入すると、従業員5人未満であっても強制適用になる。

農業の社会保険

		個人経営	会社法人
医療保険	個人事業主・会社法人の代表取締役	国民健康保険	健康保険強制適用
	従業員	国民健康保険※	
年金保険	個人事業主・会社法人の代表取締役	国民年金	厚生年金強制適用
	従業員	国民年金※	

※事業所で雇用される者の2分の1以上の同意および所轄官庁の許可があれば、健康保険、厚生年金が適用される。ただし事業主は適用されない。

社会保険に関する行政連携

